

米軍の火薬類運搬上の処置 (改正)

「米軍の火薬類運搬上の処置」に関し、昭和55年(1980年)8月の日米合同委員会において、次のように改正することが合意された。

1 車両の標識

火薬類を積載して公道を走行する車両は、その前部及び後部に赤地に「火」という漢字を円で囲んだ記号を白色で記載した約38センチメートル平方(約15インチ平方)の見やすい標識をつける。この標識には、可能な限り、発光塗料又は蛍光塗料を使用する。

夜間に火薬類を積載して公道を走行する場合には、車両の前部及び後部に150メートル離れたところから明瞭に識別することができる赤色灯を備える。

2 積載及び運搬の方法

(1) 積載の方法

ア 火薬類はしっかりと梱包し、積荷は横すべりし、転倒し、又は転落することのないように車両に確実に固定する。

イ 露出火薬類には、防火性の被覆をする。露出火薬類とは、実際に目で見ることのできる火薬類(例えば梱包されていないばら積みの火薬類又は分解された若しくはむきだしの状態の火薬類)であって、静電気又は機械的なスパークにより直接発火しやすいもの、又は爆発性の粉塵を発生させ(もしくは偶発的に発生させ)、若しくは爆発しうる濃度の蒸気、煙霧若しくはガスを放出するものをいう。

ウ 積荷の重量(包装材の重量を含む。)は、運搬車両の最大積載量の80パーセントを超えないものとする。ただし、積荷が信管の付いていない爆弾、実包、空包及び砲弾のように危険性の少ないものである場合は、この限りでない。

(2) 混載の禁止

ア 火薬類は、次のものと混載してはならない。

(ア) 発火性又は引火性の貨物

(イ) 毒物又は放射性物質のように不慮の爆発が発生した際に存在すると損害を相当に増大させる可能性のある貨物

イ 信管及び雷管は、火薬、爆薬、爆弾、魚雷、砲弾又はロケット弾とともに積載しない。ただし、信管が不可分の一体として運搬されるように設計されている弾薬及び弾頭については、この限りでない。

ウ ア又はイの規定により禁止されていない貨物を混載する場合でもすべての積荷の重量は、運搬車両の最大積載量の80パーセントを超えないものとする。

(3) 運搬に関する規則

車両による火薬類の運搬に当たっては、次の規則を遵守する。

ア 運転者は、200キロメートル以下の距離毎に交替すること。

イ 火薬類を運搬する車両1台毎に見張人又は助手の運転者をつけること。

ウ 駐車する場合には、不適當な場所を避け、かつ、見張人をたてること。

エ 夜間又は視界不良のときに公道上に駐車する場合には、赤色灯を車両の前方及び後方15メートルにおくこと。

オ 火薬類運搬車両は、他の車両を追い超す場合を除き、相互間に80メートル以上の距離を保つこと。火薬類運搬車両は、他の火薬類運搬車両から50メートル以内のところに駐車しないこと。

カ 運搬中、火薬類を積み替えるため、その積卸しをする必要があるときは、積荷を警護するため見張人を置くか、又は積荷を火薬庫若しくはこれに相当する設備のある倉庫において保管すること。

3 純量900キログラム（2,000ポンド）を超える火薬類を車両で公道を運搬する場合には、事前に可能な限りの時間的余裕をもって運搬の通知を関係都道府県警察本部に対して行う。一定の長期間継続して頻繁に運搬する場合には、全期間にわた

り一回の通知で足りる。

- (1) 米軍のために契約により火薬類を運搬する業者は、日本の法令で要求されるすべての手続を行うものとする。米軍所有の軍用車については、これらの手続を必要としない。

契約により日本の運送会社に火薬類の運搬を委託する場合には、火薬類の性質及び形状を契約業者に通知することにより、契約業者の人員の安全に妥当な注意を払う。

- (2) 適当な運搬通路の選定に当たっては、繁華街は可能な限り避ける。火薬類を運搬する通路に関しては、米軍と関係都道府県警察本部との間で、頻繁に連絡をとる。

火薬類を運搬する車両の運転者には、運転経験をつんだ責任のある者を充てるものとし、運転者は、当該車両を注意深く運転する。

4 弾薬又は火薬類を廃棄する場合には、次の基準による。

- (1) 陸上において燃焼又は爆発により廃棄する場合には、日米合同委員会によって承認された時、場所及び状況においてこれを行う。
- (2) 在日米軍が火薬類を廃棄するに当たっては、海洋に火薬類を投棄する方法は用いない。

5 法律又は規則が改正された場合には、日米合同委員会における相互の同意及び承認により、この手続を適当に変更する。